

民間と連携した出入国手続等の迅速化

(平成28年9月1日 国家戦略特別区域法第37条の4)

特例措置前

○出入国に際して必要な手続については、各所管省庁により、それぞれ迅速化のための取組が実施されている。

ニーズ

○外国人利用者がより迅速に出入国の手続を行えるようにしたい。

特例措置

○バイオカートの導入に伴う操作補助員の活用など民間事業者等と十分な連携を図りつつ、その他の出入国に際して必要な手続を含め、迅速かつ効率的に実施するために必要な施策を講ずることを明確化する。

効果

○民間事業者等との連携により、出入国に際して必要な手続を迅速かつ効率的に実施できる。
○継続的インバウンドが拡大する。